

2015年12月3日

男女共同参画会議計画策定専門調査会
会長 鹿嶋 敬 様

計画策定専門調査会委員
岡本 直美

下記の通り、書面にて意見を提出させていただきます。

- 1 男性中心労働慣行等の変革と女性の活躍
 - 1 長時間労働の削減など働き方改革
- 「労働基準法の改正案の早期成立を図る」との文言に対しては、以前修正をお願いし、修正が図られたにもかかわらず、さらに基本的考え方から修文がなされており強い違和感を覚える。「法整備の促進を図る」という元の文言としていただきたい。

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<目標>

【女性閣僚の比率】

- 今回極めて大胆な女性の活躍推進に関する目標を設定していくものと受け止めている。その意味では、閣僚における女性比率に関しても目標値を設定すべきではないか。
- 先日カナダの首相が男女同数の内閣を組閣した際、その理由を「2015年だから」と答え喝采を浴びたと報道されている。日本においても、まさに2015年なのであるから、せめて女性閣僚3割の目標を今回の計画で立てるべきではないか。

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

<成果目標>

【男女の賃金格差】

- 男女の賃金格差について、参考指標に掲載されている。だが、これまでの女

性活躍推進法の審議や、男女の賃金格差をめぐる議論においては、男女の賃金格差の縮小は、女性活躍の総合的指標であり、進捗をはかる結果指標ということが共通認識ではないか。

- そういった意味では、女性活躍全体の進捗を図る最も重要な結果指標として、男女の賃金格差は成果目標、政策領域目標に入れてもよいぐらいではないか。ここに政権の女性活躍の本気度が問われることになると思うので、ぜひ前向きに検討いただきたい。

【女性活躍推進法に基づく認定企業数】

- 今回、次世代法に基づく認定企業数は成果目標となっているが、女性活躍推進法に基づく認定企業数は参考指標にとどまっている。まだ施行されていないため、どのくらいの認定が出てくるかわからないことによる対応だと思うが、やはりここは成果目標を立てる計画であり、最重要政策課題である女性活躍の進捗を図る意味でも、女性活躍推進法に基づく認定企業数は、成果目標とすべきではないか。
- また、認定は3段階となっているため、3段階別、あるいはもっとも高い認定の目標数を掲げるべきではないのか。

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

<成果目標>

【共生社会の考え方の周知】

- 第8分野は、第三次計画で二つあった分野を統合させたところであり、手当てが薄いと批判を受けている分野だ。
- その中で、いわゆる複合的な困難に関しては、政策領域目標だけでなく、成果目標にも項目が少ない。このことは問題なのではないか。
- せめて成果目標に「共生社会」の用語・考え方の周知度くらいは、成果目標に入れても良いのではないか。障害者差別解消法が成立したこともある。また、「共生社会」と広く取れば、高齢、障害、性的指向や性自認の課題も入りうる概念だ。ぜひ検討していただきたい。